

東北防衛局におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

随意契約を前提とした見積依頼です。

有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方といたします。

請求番号	種別	件名	見積依頼書公開	見積書提出期限	見積合わせの日時
10	役務	庁舎案内表示板改修等	令和6年5月9日	令和6年5月23日 17時00分	令和6年5月24日 8時30分

1 参加資格

防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供」のC又はD等級に格付けされ、東北地域の競争参加資格を有する者等（詳細は「東北防衛局オープンカウンター方式実施要領」のとおり）。

2 見積及び参加資格提出先

〒983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪一丁目3番15号

東北防衛局 総務部 会計課 総務係 電話 022-297-8210（内線3144）

メール：kaikei-th@ext.tohoku.rdb.mod.go.jp

※見積書の宛名につきましては、「支出負担行為担当官 東北防衛局長」と記載してください。

3 その他

参加資格を有しない者及び仕様を満たさない見積書は無効となります。

見積合せの結果はHPにて掲載されます。

4 仕様書、契約条項に関する問い合わせ先

東北防衛局 総務部 会計課 会計係 電話 022-297-8210（内線3145）

仕 様 書

- 1 件 名：庁舎案内表示板改修等
- 2 履 行 場 所：仙台市宮城野区五輪1-3-15
仙台第3合同庁舎1階、4階、5階及び6階
- 3 履 行 期 限：令和6年6月28日（金）
- 4 要 求 内 容：
 - (1) 1階正面入口案内表示板、4階及び5階北側廊下案内板及びエレベーターホール既設案内表示板の、各該当部分に新たにカットニングシート加工を施した改修を行い、校正を行った上で取り付けること。
なお、カットニングシートは既設の表示板等と極力色を合わせ、貼り付けた際に下の文字等が透けない厚さのものを使用すること。また、改修に伴い壁面等の穴や剥がした跡は、補修を行うこと。
改修箇所及び数量は次による。
 - ① 1階正面入口案内表示板（別図1） 1式
 - ② 4階、5階北側廊下案内板（別図2） 1式
 - ③ 4階、5階エレベーターホール案内表示板（別図3） 1式
 - (2) 4階、5階及び6階の各室に室名札を設置（3箇所）することとし、仕様は次による。（別図4）
 - ①アクリル板（80mm×250mm×5mm程度）突出型（1箇所）
文字記入：有り「地方調整課」（6階）
 - ②アルミ製（40mm×300mm×10mm程度）平付型（2箇所）
文字記入：有り「契約課」（4階）、「事業監理課」（5階）なお、設置にあたっては既存の室名札、部品金具を使用してかまわない。取り外す場合、壁面等の穴や剥がした跡は補修を行うこと。
 - (3) 5階廊下の既設掲示板（900mm×1200mm×2枚）を取り外し、4階廊下に取り付けること（別図5）。なお、設置場所は発注者と協議することとし、取り外した壁面等の穴は補修を行うこと。
 - (4) 5階事業監理課執務室内の天井又は鋼製壁に既存のホワイトボード（①900mm×1800mm×1枚、②600mm×900mm×1枚）を取り付けること（別図6）。なお、取り付けにあたっては、①については鋼製壁に金具等で固定する方法と

し、②については既存天井面又は壁面にピクチャーレール（後付用、L=2000程度）を取付け、ハンガー（ワイヤー）にて吊り下げる方法とし、扉開閉時における横移動が可能であること。また、各重量に耐える方法とし、設置場所は発注者と協議すること。

(5) 4階契約課内既設鋼製書棚4台について耐震固定を行うこととし、書棚の寸法等は次による。(別図7)

鋼製書棚(900mm×450mm×2,000mm)4台

固定方法:アングルにより鋼製書棚4台を連結させることによる固定

(6) 5階事業監理課の壁面に、約5mm径のアンカーボルトを4本設置すること。アンカーボルトのサイズや設置場所については発注者と協議すること。(別図8)

5 その他:

(1) 部材等の搬出入において、エレベーター、廊下壁面等を破損することのないように注意すること。なお、破損等した場合は受注者の責任において現状回復すること。

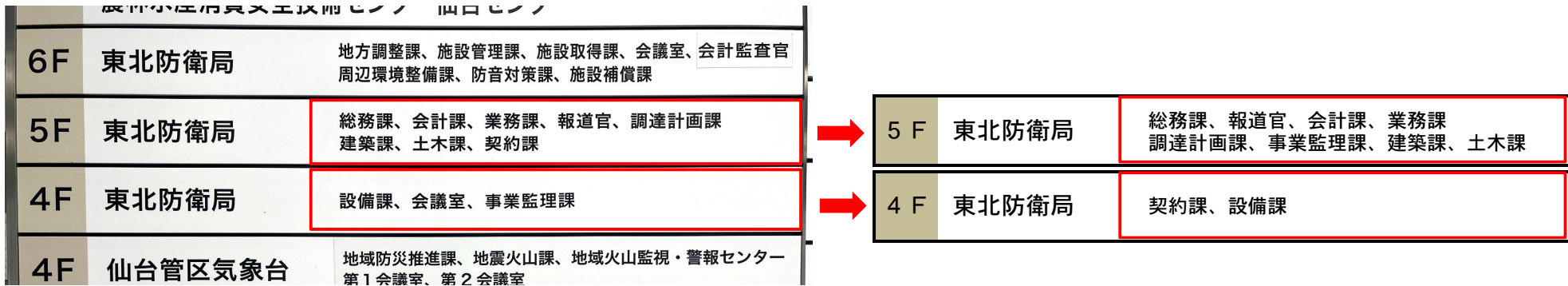
(2) 施工にあたり、机、椅子、書棚、ケーブル類は適宜移動して施工し、施工後は施工前の位置に戻すこと。

(3) 机を移動する際に、机上に設置しているOA機器、電話等を落下破損しないよう、また、LANケーブル、電話線を切断等しないように注意すること。

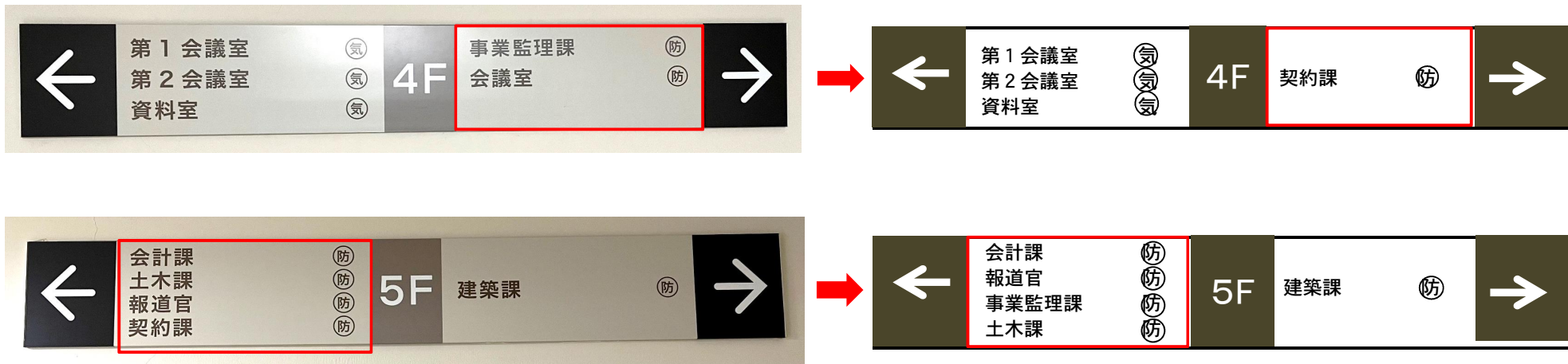
(4) 仕様書に記載無き事項は、その都度、官側と協議し、その指示によること。

6 検 査: 施工完了後に、官側の検査を受けること。

(別図1) 1階正面入口案内表示板

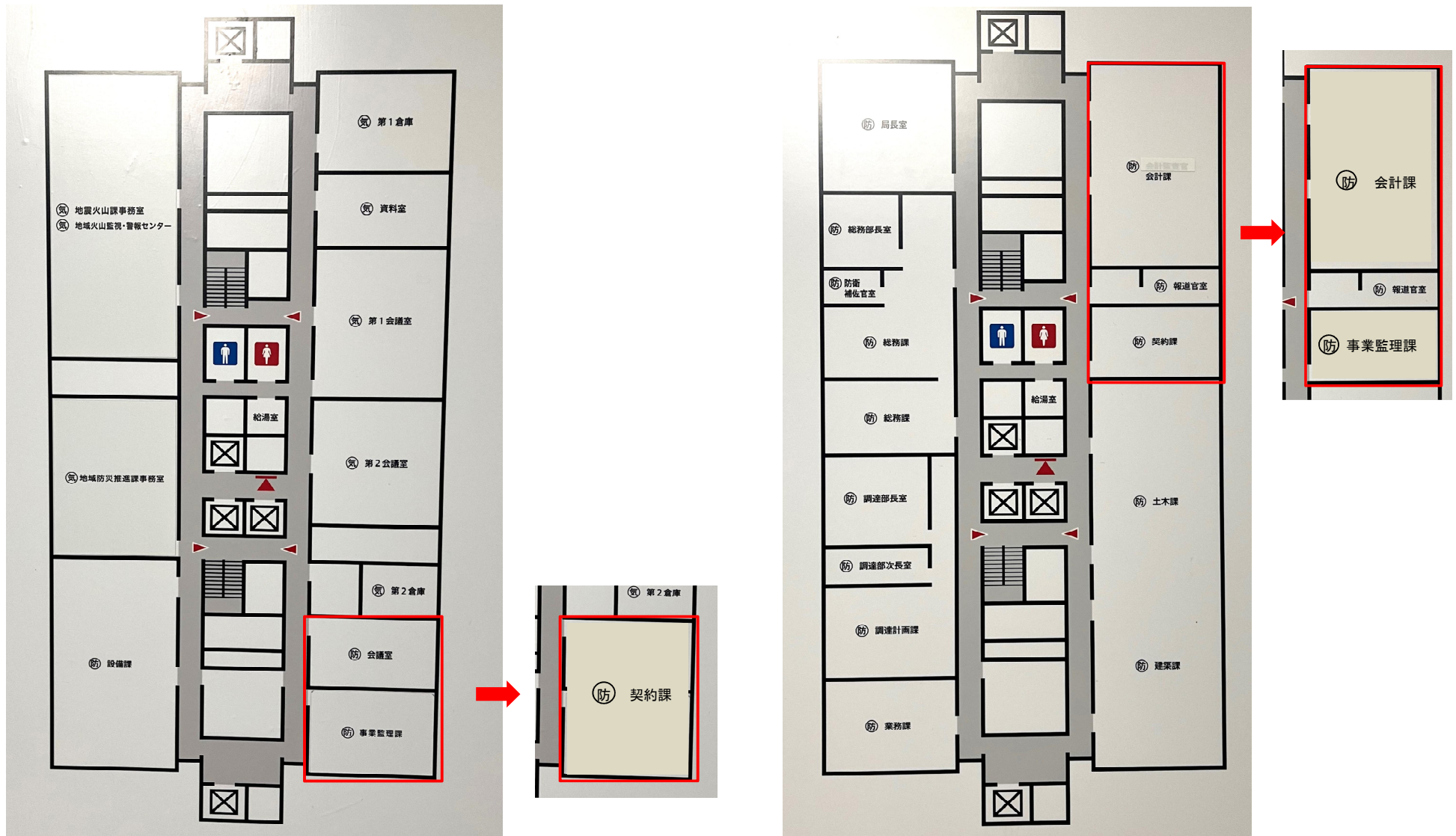


(別図2) 4階、5階北側廊下案内表示板



赤枠内、今回改修箇所

(別図3) 4階、5階エレベーターホール案内表示板



赤枠内、今回改修箇所

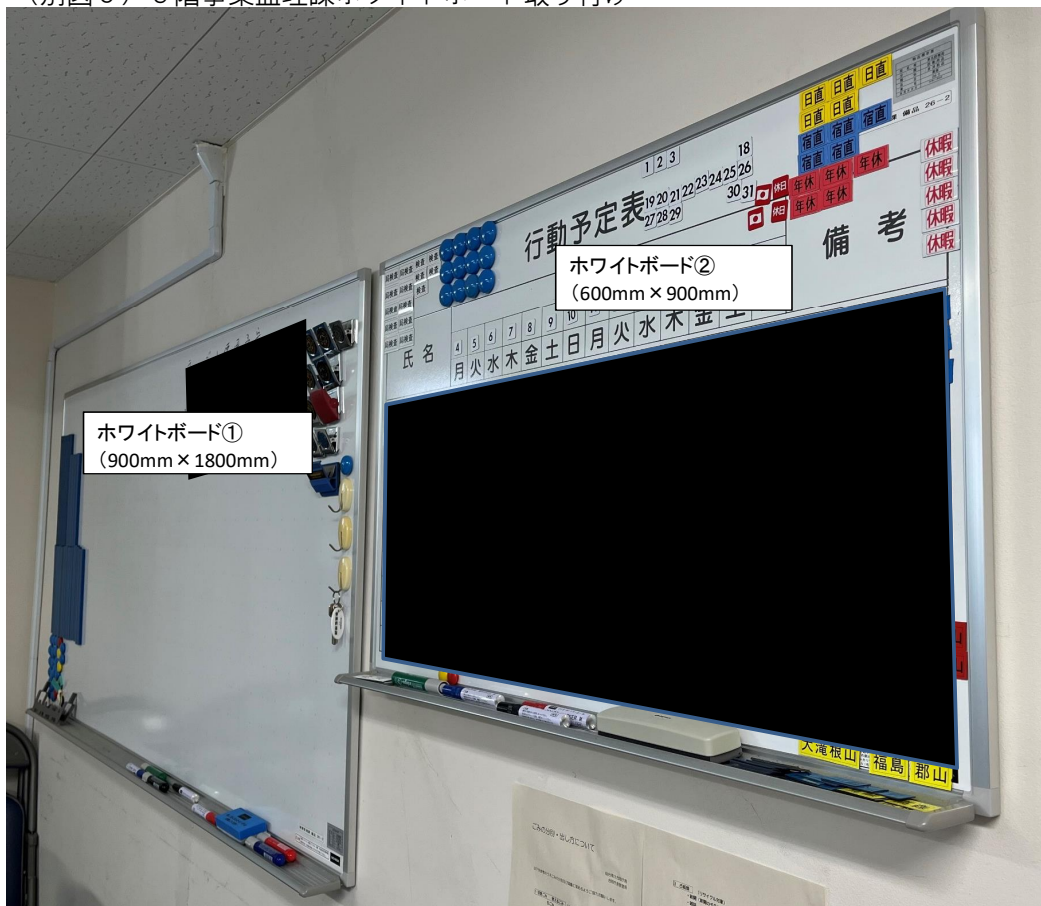
(別図4) 室名札の設置



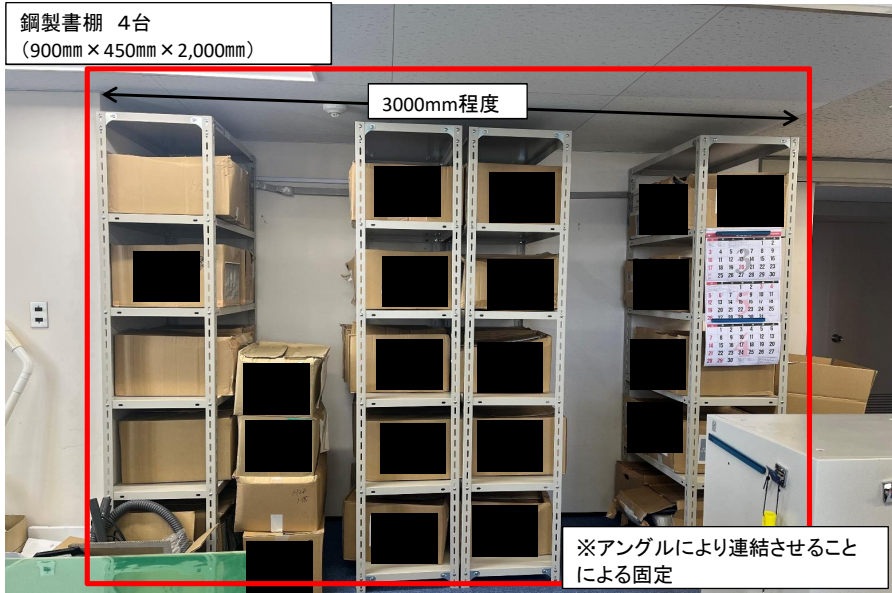
(別図5) 掲示板移設



(別図6) 5階事業監理課ホワイトボード取り付け



(別図6) 4階契約課耐震固定



(別図7) 5階事業監理課ボルト設置

